

1962年6月27日(第12日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時55分~午後6時57分)

2. 応招議員は次の通りである。

1番	仲村 春正	4番	佐喜真 真ゆう	5番	中山 勝豊
6番	安里 稔 嗣	7番	崎間 健一郎	9番	米須 清ゆう
10番	仲本 正重	11番	花城 清善	12番	中里 幸助
13番	松本 利宣	14番	山本 朝徳	15番	天久 盛雄
16番	当山 伸太郎	17番	安次 官盛	18番	稲嶺 盛三
19番	官里 敏行				

3. 不応招議員は次の通りである。

8番 知花 正六

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

村長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳
総務課長	松川 正義	財政課長	当山 全喜
経済課長	沢し 安一	建設課長	桑江 良徳
		水道課長	奥里 将俊

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 陳情第4号, 村婦人会への補助金交付方陳情について。
日程第2. 陳情第5号, 村体育協会への補助金交付方陳情について。
日程第3. 陳情第6号, 村青年会への補助金交付方陳情について。
日程第4. 陳情第3号, 村教育委員会への補助交付方陳情について。
日程第5. 陳情第2号, 那覇市上水道受水に関連する措置方について。
日程第6. 陳情第7号, 新城開放地道路及び側こう工事早期実施方について。
日程第7. 陳情第8号, 真栄原簡易水道の補償方陳情について。

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会成立いたしますので、只今より本日の開議をひらきます。
午前10時55分。

議長～本日の日程に入る前に議案の追加が参つておりますので追加願います
日程の終りに議案第25号と26号を追加願います。

議長～では日程第1.陳情第4号、村婦人会への補助金交付方陳情についてを
議題といたします。
本案につきましては財政委員会に付託してありましたが、委員会より報
告書がまつておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～村から補助してどんなに育成されたか、或は議会から補助され指
摘されたのも多々ありますが、その点如何様に改善されたかという事
も参考にしまして、委員会としても提出された予算書等も検討しなが
ら6月25日全員この陳情は採択すべきものとして決定したのであり
ます。尚詳しいことについては質疑の段階においてお答えしたいと思
つておりますので、よろしく願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

17番～会議。活動の分野もましたという報告であります。会費は従来とど
ういう点が変つてゐるか。又前年度に比較して80\$も補助金が増す
というがこの補助金はどういつた面に使用するか、どういつた点はど
うびか。

財政委員長～昨年いろいろ指摘しましたが、婦人会として全員のはあく。会
費の徴収。納入。会の組織を強化するには、高度を高め役員研修。
今までは中央にほとんど会費の半分、自己の運営予算の大半が中央に
納めていたと、これ等を検討した結果婦人会としては、自己の研修を
しながら、皆なよろこんで参加出来る。中央の連合体にするのだと。
中央下部がひん弱で中央ばかりにこうげんした現状であつたといつた
事で、会費も20セントから25セントにした。中央に対しての会費
も全然納めない所や、半分納めた所もあるので、亘野の納入成積が
常に上位であつたという事で、村としても或程度納めて、それ以上に
皆んなが納め安い様な金額にするのだという事で、或程度会費の増額
にした。80\$の増はどうかとの事であるが、村に交通安全母の
会というのが出来て、これは婦人会の中にあります。それは米未だ設
立したばかりで、どういふふうにするんだという企画は、これから検
討するんだという事で、この交通安全母の会に対して、特に婦人会から
その事業に対して50\$は財源にあげたいという事で、30\$の増に
なつております。50\$であります。30\$の増と残りはどうなつ
たかということですが、一応会費を25セントに上げたとい

う事と、予算を見まするに今まで無報酬であつた役員に報酬でもつて考慮するという事でありますが、色々事情を見ますと或程度の費用弁償はいかんじゃないかといまして、事務費に計上されています。出来るならば活発に働いてもらうために役員に補助をして安心して事業の運営に当らすのがもつともですが、今までは来年まで待つてないので、色々予算を検討した結果この分の不足を来たすので、補助してもらいたいとの事で合計80\$の補助申請になっています。

17番～議会として民主団体という場合、補助金の使用は義務費になつていますが、事業が多くなつているので、或程度の義務費もやむを得ないが、事業費の中に予備費というのは当らないんじゃないかと考えますが、視察費の40\$についてどういつたものを視察するか。研修費の費用がはつきりしませんが、これについてお答え願います。

12番～前とちよつと趣きが違つています。補助金は従来事業費的なものに対してやるんだという事でありましたが、補助金は出すには七も付でなくて、総体的に検討いたしますが、それをいかに予算化しているかという事ではありません。いわゆる1款から5款までの予算化を検討し今までの要望した処が改善し、努力されたかを検討して一応は検討したが、事業量との義務費等も検討したが、委員会としては主なるのが組織であると、組織を強化することによつて事業も活発に行なわれるのだと、事業するには自然に自己の会費で当るべきであるが、それだけの能力は自己の会費で当るべきであるが、それだけの能力は現在の段階では不可能である。それで会費も25セントも上げて予算を立てて見たのだと、しかしなれこれだけ不足しているんだという事で、色々検討もしましたが、その内容からいまして、先づ組織が問題ですが一応は事業としても検討しましたが、全数を通し最初にも申しあげました通り、これにやるのだという事でなしに組織或は過去の実績。或は諸くんから要望、助言された処の態度も検討いたしました、補助すべきだと欠定した訳であります。先も申しあげた通りこれに対して認めて補助すべきであるという事でなく、今説明した通りの審査の通りであります。予備費の件であります、これはなれない性で最後の監査のときに出すべきのが、こうなつたとの事でありました。視察であります、特に他市町村或は会の活発な処を見て、婦人活助を参考にしたいという事であります。

15番～法の第何条を適用して妥当として決定したか、過去の婦人会の活動を見た場合各区の動きによつて婦人会自体の動きが相当開きがある様であります。この点委員会として審査したかどうか。

財政委員長～自治法に規定があつて補助をしても良いんじゃないかという申しやくを取つています。委員会として法的に違法でないとの事あります。今まで執行部の役員に対しては無報酬であつた費用弁償、日当、その他の給付で充分とはいへませんが、最少限度おぎなうという事で組まれています。それで今まで以上に活発になつたという事あります。予算執行の面でも過去においてまづい事があつたが、経理も段々

長くなつたという事であります。

15番～補助するときに特定の義務が生じるのか又は補助の金の使い道だけ村としてはタッチし得ないのか。この方面を審査されたか。

財政委員長～これは重要な問題だと思います。民間の任意団体であります。この外の青年会やその他の団体もありますが、これ等に補助して良いかどうか、一応検討されています。いわゆる自治法条例をもにらみ合せられ参考人と呼びまして、その説明とか、その規則、規程とかを検討していますが、委員会としても事行政につながる事でありまして、あくまでも独立した団体でありますので、村から補助を受けるとなると、いきおい村の監督、世話することになると、そうなれば自主的発助が委縮することになると、そうなれば自主的の会費を徴収して自主的に事業をした方が良いのでないかと、育成の方法ですが金を出して今後育成するのと、或は指導助言して育成する方法と、たくさんありますが、説明されたときも村の補助となると、村の監査というものもあるが、そうなるにあなた方の事業等も委縮しないかと申し上げましたが、その面からして会費もふやして費用を自己負担して自主活動した方が良いではないかと申しあげましたが、現段階では負担の限度能力からして今の規模の分野の面からいたしまして、どうしても財政的な助成をしてもらわない限りにはやつて行けないという事でもあります。そうするといきおい皆様方の予算組織に広範囲な手がとどいて来るのだが、それでも良いかと、それでも良いとの事ではありますが、当局に対しても指導助言してもらふ様要望申しあげてあります。監査に対しては金銭的な監査でなくして、その方面の指導助言もされた様な報告であります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時55分)

議長～再開いたします。(午後1200)

17番～毎年くり返して補助しているが、この事業等にどういふふうの実績があらわれたか。例えば手芸品の展示会等もありますが、当然実績があらわれるべきだと思うが。

財政委員長～これは村婦人会の主催であります。村の主催はない。

17番～この事業を実施してどういふ結果があらわれたかは当然はあくすべきと思うが。

財政委員長～委員会で審査していませんが、限られた時間で各部落でどういふふうひん繁に行なわれているかは調査していません。

議長～本案に対する質疑も大体つきた様であります。質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する論議を求めます。

17番～この予算を見ますと事業の面で1つとして自主的になされて補助をあ
おいでしていますので、婦人会の運営状況を見まして、どうしても村が助
成する団体である婦人会の運営状況。これだけ発展して来たし委員会
の案通り採択することに賛成いたします。

議 長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を終結したいと思いま
すが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第4号、村婦人会への補助金交付方陳情についてを表決に付
します。

委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本陳情は採択することに決定いたします

議 長～暫休憩いたします。(午後12時10時)

議長～再開いたします。(午後12時12分)

議 長～日程第2。陳情第5号村体育協会への補助金交付方陳情についてを議
題といたします。

本案は財政委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参つ
ておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～以前は各校区で予選としてやつていましたが、特に議会で検討さ
れまして、政府の依頼もあり、その他検討した結果、村一円とするの
が良いのだということになつて、以来今日までその様な方法がとられ
ています。そこで問題になるのが組織、単位でございます。別の団体
とは違つて体協の組織が全村民であるという事になつています。そう
なると住民登録にもとづいた処の村民が全部体協の会員であると、必
然的に役員も村民の団体であるという名で選出されるべきであるとい
うふうになる訳であります。現実としてそれまでいつていません。

そんな処にこの協議会の運営の難しさが感じられるのであります。それで体協という組織と必然にもとづく処の適当であるか、ないかは別として体協という趣旨からいたしまして当然これは村で財源等考えて村民の保健体育という面からして事業を施行するのだという見地に立っています。育成というより事業施行面を兼ね、村民の保健体位向上を図るという意味から、この願情は妥当であるという事で採択すべきものと決定した訳であります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

17番～組織は全村民が会員だという事ですが、会議費の25\$, 総会費となつているが、どういうふうによつてゐるか。体協の予算は当然総会を通してやるべきと思うが、どういう方法を取つてゐるか。

財政委員長～前にも説明しました様に別の組織体とは異つて、全村民が会員となると役員を選出とか予算の決定とか会費の徴収とか全村民にまたがつてやるべきものであるが、現実にはそうでなくして役員がそれを代りせしめて、村民の体位向上という面から会員のはあくも出来ないののでぎせいを強いられているという現実であります。会議費の中の総会費を申しまして、全村民が集つて決すべきであるが、一応総会費となつていますが、区長等が集つて会の運び方も検討しているという様な現実の様であります。

10番～分担金のことについてどういう面に使用されているか。

19番～前年度予算の分担金の80\$は去年の役員会の審査にも御座いました様に出来るならば村で全額負担して各字の分担金はなくすべきだというふうな点を議会に申しあげたつもりであります。80\$というねん出の方法は各部落の人口割当に結局は村の補助金ではまかなえないので、各部落の人口に割当ててやつてゐます。去年は出来るだけこういう負担はなくして全額村でもつて運営すべきだといつて、去年からなくなつてゐます。これは前年度の体協の当初予算でありまして、実際は分担金は徴収しておりません。村の補助金でまかなつてゐます

議長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議長～再開いたします。(午後12時37分)

議長～外にありませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

17番～先程も指摘した通り、会のあり方や運営の規程になるべき根きよがはつきりしないという事ではありますが、これだけの補助、負担をするからには、会の性格やその運営についても充分はあくしなければいけないという事を再三指摘いたします。こういう点で会のあり方は事業の施行の面も充分にはあくして、毎年度においてははつきりつかんでもらうよう要望申しあげまして委員会案通り採択することに賛成いたします。

議 長～外にありませんか。なければ討論を終決したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第5号、村体育協会への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案については委員会案通り採択することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時46分)

議 長～再開いたします。(午後12時47分)

議 長～日程第3、陳情第6号、村青年会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。本案は財政委員会に付託してありましたが、委員会から報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます

議 長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～25日全員出席のもとに審査をした。

青年会については監査委員会からもいろいろ指摘されていますが、委員会としても改善事業面の計画の仕方、組織面、会費の面を検討した訳であります。予算書も来ていますので、書記長の説明を求めて検討しました。先づ委員会として社会の先端をゆく青年会でありますので別の団体とは違ひまして、自主的に会の運営をすべきだという事があります。陳情内容を見ましても自主的な分担金、自主的な事業なども検討した訳であります。その理由は現状では中学校を卒業して直ぐ青

会員だという事でありますが、普通考えている勤労学生と教育が向上して高校、大学、夜間短期大学という方向に就学するのがふえまして実績では去年と変らないと。向区におきましても実数がかめないと。向分担金におきましても各区におきましても独自の青年会費というの御座います、村青年会の分担金の納入もあまりかばしくない様であります。この様なことからしまして、組織を充実するのが先決問題であるという事で我々委員会としては、向一層組織の強化を図る意味において指導育成の方法としてはたくさんありますが、一応財政的な援助もあたえながら、その育成強化をするのだという様なことになりまして、この陳情案件は全会一致で採択した訳であります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

17番～予算案にも盛り込まれている補助額を補助してくれとの趣旨の陳情でありますが、採択すべきものと決定したとの事でありますが、予備書に盛り込まれている補助額が陳情の趣旨と違うが、委員会としてのそれについて。

財政委員長～補助要請額と委員会の決定額とは差があるが、どうしてそうなのかとの事でありますが、委員会としては陳情する側としては出来るだけ多くが良いのだと、しかし委員会としては一応その内容事業面、予算等を検討いたしまして、出来れば自主的な会を運営するには、自主的な会費でもつてまかなうべきだと、特に社会の先端に行く自主的青年的側としまして、会費の徴収、分担金の額等問題がありますが充分につくされてのち事業において計画しているが、どうしても財源が不足であるという事であれば当然自主団体の育成強化だという面から助成し、金額においても単なる要請額にとられずにふやしても育成すべきであるかと思つていますが、委員会の審査におきまして、金額をいいたしましても予算書、説明からいたしましてその金額では自主性がうずしなわれるのだと、特に自主性をそん重する意味におきまして金額までも附帯意見として出した訳であります。どこを対象にしてこうなつたかという事は後でその都度申しあげます。

15番～青年会活動において低調であるときありますが、予算の立て方において含んでいなかったかと思うが、補助を出す場合村の目的と或は委員会自体として監督という面で、委員会自体でも相当疑問をもたれているという事でありますが、議長としてそういう面の指導助言、或は監督をやられた事がありますか。

議長～出来るだけその様な事をやろうと思うが、向こうから連絡もなければ何時どこで会合をもつかも分からないので、未だそこまではやつておりません。役所を使つて集会をやつた場合は出た事はあるが、回数が少ないという事があります。

15番～青年会の実態を調査されて、育成団体として育成面においては、だれしもうたがいませんが、その内容・運用面におきましては相当研究すべきでないかと思つていますが、そういう面について。

財政委員長～検討というより、先ず青年自体の方は第1にその自主性をそん重すると、自主性となると会の組織になりますが、組織体がいかに様になつていくかという一応役員間で協議し合つて事業の施行面を負擔し開発といふつたのも協議される様であります。然し現段階では執行部が役員改選となると、とびとびになつて話しのしようがないという様な事でありました。そうなる分担金の徴収がうまく行かないといくら幹部がこういう事業をもちたいと計画しても、その役員改選の時期になると出来ない又会費の徴収の方法として役員会の招集の場合付記として未徴収、未納の会費を持参する様にとすると全然出て来ない。中には全額未だ納めてない部落もある様な現状であります。そこで内部的な問題としまして、組織面はどうしているかと、会員が或程度新まいである。事業内容でも新まいであると、そこで自主性を高めるにおいては、自己の分担金を100%徴収して、そこで独自の計画で独自の線で開拓すべきだというふうに委員会でも審査の段階でそうなつています。特に事務局長の渡口氏を呼んで説明してもらいましたが、当然受入れるべき才入が取れないという理由は、この様に会費の徴収が出来ない。中には仕事の都合大きな理由は奨励学生その数がふえて現在の組織には困つていくということ、村の監査でも監査委員から指摘された様であります。制度の面、組織の面を未だ充分達していない様であります。下部の区においての協力方が充分に出来てないの事であります。

15番～各部落の役員も役員会にはなかなか集らないと、一部の役員で運営していると、宜野湾青協は一部の役員が青年会があらゆる面に活動している様であります。それは役員会の決定で働いているか、それとも一部の連中で宜野湾青協の名前を使つてやつているか。この審査はなされましたか。

財政委員長～会全般を通じての審査はした訳けであります。今のいわゆる動きに対しては審査はしてありません。

議長～暫休憩いたします。(午後1時14分)

議長～再開いたします。(午後1時17分)

議長～外にありませんか、なければ本案に対する質疑を終決したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案に対する質疑を終ります。

議 長～本案に対する討論を求めます。

13番～時代をになう青年でありますので、大いに活動を盛んにさせるため、財政的の援助が必要であると思っておりますので、委員会の案通り採択することに賛成いたします。

議 長～外にありませんか、なければ討論を終りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第6号村青年会への補助金交付方陳情についてを表決に付します。
委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は委員会案通り採択することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後1時20分)

議 長～再開いたします。(午後3時10分)

議 長～日程第4、陳情第3号村教育委員会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。
本案は財政常任委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～本案は財政委員会に付託になりまして、特に当委員会は慎重をきして審査を進めたのであります。内容はプリントの通りであります。教育委員会という性格と、教育委員会法、法令関係、村の助助役、総務課長の意見を聞きまして慎重に審査しました。関係法令も検討し予算とも加味して進めた訳けであります。日数、時間関係で未だ検討する余地が多々あると思っておりますが、現在では当委員会といたしましても採択すべきでないという決論に達した訳けであります。特にこの陳情案件は始めてでありまして、根本的な問題を検討するとなると委員会としても適当なる決断が下しにくいと、しかし適当の決断と申しま

すと法の専門家でない限りは不可能かと思いますが、委員会の討論や参考人の説明を聞いた限りにおいて得た結論が皆様方にお配りした報告書の内容の通りであります。当委員会の結論に対し皆様方の御協力を得たいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

8 番～まだ検討を要するということはどういうことか。

財政委員長～委育会としてこれを検討した場合、先ず教育委員会という法人と村という法人とどう違うか。

委員会としては対等の法人であれば一方の法人が補助できるかどうか法は別として補助することが妥当であるかどうか。財源は確保するに充分努力されたかどうかによつて補助金を交付する妥当性が充分考慮されるという事である。そこで関係法令もすつきりしないのであります。委員会が検討した結果は報告書の通りであります。又財源を検討する余地があるというのは同じ法人でありますので、教育委員会の必要な教育税で処理されている。起債というのが出来ると、いづれにしても当委員会におきましては未だこうだとはつきりした縁もつていないという事であります。そこで本陳情は不適當であるという事があります。

17 番～教育税を増額してやる事が可能かどうか。

財政委員長～教育税は市町村税を課税標準にして課すことになっています。これだけみると増税も可能ではあります。現在段階では増税しなくとも行けると思う。

17 番～学校敷地の賃料をいくらあげてくれと来ていますか。

財政委員長～地主からの値上げ要望はありますが、いくらあげてくれと額は示めされていない。

15 番～戦後教育法が出来ていますが、これは教育委員会の財産であるからとの事もありますが、この方は検討されたか。

財政委員長～借りは市町村の一機関で戦後強育委員会が設置されましたので、~~戦~~戦後学校関係の財産は教育委員会に所属する規程があつたら問題でなかつたのだ。それで委員会に属する財産が村に属する財産かは根本的な問題であるので、今後検討されるべきでないかと思う。

議長～外にありませんか、なければ本案に対する質疑を終りたいと思ひますがご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

15番～委員会報告の中に財源を確保する余地があるとの事でありますので、この面に努力してもらいたいことを要請いたしまして、委員会案通り不採択することに賛成いたします。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思うが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第3号村教育委員会への補助金交付方についてを表決に付します。
委員会案通り不採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は委員会案通り不採択することに決定いたします。

議 長～只今4時であります。暫く時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時5分)

議 長～再開いたします。(午後4時11分)

議 長～日程第5、陳情第2号那朝市上水道受水に関連する措置方についてを議題といたします。本案は経工委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～本案は6月12日の本会議において、本委員会に付託され、この案件は1年前からあらゆる角度から検討され、御承知の通りであります。前にも特別委員会を構成して調査をなし、那朝市に疑義の照会を

なし回答も得えており、陳情があるなしにかかわらず、この問題は早急に解決すべき問題であります。本委員会としては陳情の趣旨のつて解決するために那覇市に直接参りまして那覇市当局と折衝をなし如何に処理するかと、検討した結果早急に両方委員を結成し活動することによつて1つ1つ解決して行くと。

附帯意見として那覇市でも早急に解決するために調査をするとのことでありましたので、本村も委員会を構成し問題解決をき道にのせるべく要望してある。陳情の趣旨を調査の中から充分認めておりますので採択して1日も早く解決すべきものと決定してある。

議長～本案に対する質疑を求めます。

13番～制度が變つたためにそうなっているのか、又那覇市が規程の水量を出さないためか。

15番～両方であります。全面集水したために水がいかない、戦後部離が出来たために水路が變つたという事もありますが、水路が變つても鉄管でもつて行けるが、現在の放水量ではとうていそこまでもつて行けないという事で、全面的に放水しても戦後の水量からしておそらくそこまで行かないという現状であります。

12番～この陳情案件は利益を得るための補償方を那覇市に取り次いでくれとの事かと思うが、その内容からして適当かどうかを検討すべきと思うが検討されたかどうか。

15番～今耕作している所は戦前は干ばつ期でも水量は充分にあつたのであります。もう1つの箇所は現在こう廃であるカタ原一帯であつて、元の水を給水してもそこまではとどかないのでそこは補償してくれということ2項目になつています。4年前からカタ原一帯又1つ川の下流一帯を見られまして、その当時59年6月頃干ばつに4日間那覇市の集水を止めて全面放水した事がありますので、この点充分那覇市では知つております。今までこちらからそういう要求もなされてないが、那覇市ではやらなければいかんという考えはあつても實際上こちらから何の要求もないので待つている様であります。實際この問題はこの陳情案件だけの問題でなくて今まで調査しました法令・当時の水路の状況・現在までに至る水路の契約の更新の問題・公有水面の問題・水路の變更のための補償や買取り等村当局がやらねばいかん問題が含まれていて幸いこういう陳情案件がありますので、これを通して、この項目を上げて那覇市と折衝すべきでないかと思ひます。

12番～内容はわかりませんが、浜原一帯がそうでありましたら、特に那覇市のためにそんなつたのだという事でありましたら、早く調査をして折衝すべきだと思ふが、この陳情書を見て那覇市がこの陳情書だけにおいて補償をするとかという事にもなるし、この陳情書の内容自体が浜原

一帯に主きをおいている形で御座いますが、最大の美田であつたと、浜原の如きは土地も長く成育もよく部落水田の需要をみたしていたとなつているが、次の項では戦前は耕作不能であつたと戦前同様耕作不能であつたという事になるが。

議長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議長～再開いたします。(午後4時36分)

12番～委員会活動によつての解決とあるが、この構成について。

経工委員長～那覇市の新垣助役、水道課長と話し合つた所那覇市としても早急に解決しなければならない問題として、そこで解決するとしても具体的な資料調査、具体的問題を上げて早く解決すべき問題から取り上げて解決して行こうと、そこでどうしても組織をもたんといかんので、組織をもつて専門的にやろうという事で向こうとしましても当局、議会で解決促進委員会を作らうと向こうが提案されています。そこで今月議決しますと7月一杯で向こうの予算議会は終るそうで、来月一杯で両市の関係職員で事前に打ち合わせる事になつてどういう構成メンバーにする方がよいかを初めにして、それを各々もちかえつて促進協議会なるものを組織する。これは議会だけの問題でなくして当然議会、当局或はその外依頼を受けている地域の代表等も入れて議会だけではなく。

12番～これは議会で取り上げて議会を主体とする委員会か又は村対市としてのものか。検討すべきであつてもち論浜原自体取り上げ方の問題と思うが、議会と議会の委員会にするか、或は村対市として諮問の属する機関の委員会とするか。

経工委員長～両市村の当然主体となつて行政委員会を組織して解決にあつて行く。

12番～そこで当委員会も村長の諮問的機関としての当委員会ですね。この特別委員会が決定した事がそういう事が妥当かどうか。もう一つ議会として調査したいとその委員会がよいかどうか。行政の立場を主体としてか。議会として委員会をもうけてやるか。どちらに比重をおくか。

経工委員長～当然行政を主体にした方がよいが、議会もそれに協力をする。

12番～行政を主体とすると、村となりますが村の立場として検討したか。

経工委員長～別に村がこれに対するはつきりしたのは、聞いてないが促進出来る体制を造る様要望しています。

15番～陳情には早く補償してくれとの事ではありますが、これは那覇市に対する村としての考え方として那覇市に対する折衝の段階で、この陳情は単なるその中の一部であつて、我々が特別委員会がこれまで折衝の段階があると思ひます。これは一部であつて行政折衝という大きなものがあると思ふ。

議 長～本案に対する質疑も大体つきた様であります、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

19番～委員会案に賛成いたします。

長い間の懸案であつたのを先づ那覇市との問題を一步進めるべく那覇市としても解決したいと、逆に向こうから提案されている状態であり長い間の懸案が何か明るい気持ちを感じられるという事は、その関係者に感謝します。附帯意見にもあります通り出米だけ早急に対策委員会をもうけられて対策に当たるお考えであると思つています。この問題は早期に解決すべきであるという事で委員会案に賛成いたします

議 長～外にありませんか、なければ討論を終結したいと思ひますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案に対する討論を終結いたします。

議 長～陳情第2号那覇市上水道受水に関連する措置方についてを表決に付します。

委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は委員会案通り採択することに決定いたします。

議 長～陳情第7号新城解放地道路及び側こう工事早期実施方についてを議題といたします。

本案は経工委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参つておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～只今書記長が朗読いたしました通りであります。尚詳しいことについては、皆さんの御質疑にお答えしたいと思っております、よろしく御審議の程をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～もち論将来の都市計画とも関連して主要道路は出来るだけ村が認定して、村が維持管理した方がよいと思うが、然し基準点がないと認定にむつかしいと思のです。そういう面はどういうふうにお考えですか。

経工委員長～第1は都市計画をして、その実施を地主にやらすという事で、その計画をしたときに、この道路は村道にするという計画にもとずいてそれをなされると、そこで基準がなければ認定にむつかしいのではないかという事ではありますが、村道はもつとも重要であるという事で認定するという事でもあります。

13番～地元が都市計画によつて実施して道路等を作つたが、村道になると、今までの経費も全部村で負担してくれとの事か。村としては大きな負担過重になるが。

経工委員長～今の地地主がそれだけの資金をねん出するのは不可能であるが、800坪という余剰地、交換分合したときの細分地がありまして、村が処分して村でその事業を推進しているつた方がよいと。尚またもし村がこの事業を進めるために必要な経費が外に入らば地主もそういう事を村の計画にマッチする様な実施をしたいといつた様な事が地主の考え方であります。

13番～800坪余剰地があるとの事であるが、これを村が処分して早めに工事をしてもらいたいとの事か。

経工委員長～地主不明の処がある様であります。現在の処は有名にして実際にはこの組合は解散状態であります。その中には今まで複雑問題もありましたが、地主としても剰余地を処分出来るにしても剰余地今の段階では地主だけではどうにも出来ない、そこで村が計画をしてそれにマッチする様に村にやつてもらつて協力の面でタイアップし様というやうなふんいきであります。

13番～800坪の剰余地の処分は何故地主がタイアップ出来ないのに当局が出来るか。

経工委員長～地主でも処分は可能であります。最終的の確定が必要であります。未だやつていません。約800坪の剰余地があるというのは、はつきりしてはいますが、村が調査した範囲内でもこれだけはあるという事は建設課長は申しております。

13番～800坪の剰余地が出たのは交換分合の際農道排水等であるか、外にもあるか。原形と図面上との差が出たためか。

経工委員長～それについてははつきりわかつておりません。

議長～暫休憩いたします。(午後5時10分)

議長～再開いたします。(午後5時25分)

- 12番～
1. 村道にするにはどういうふうに認めているか。
 2. 村道とはいかなるものか。
 3. 現在の村道はどこどこか。
 4. 現在の村道の管理はどうなっているか。
 5. 村道に編入するにはどういう手続をするか。
 6. 村道と私道とはどう違うか。利害得失があるか。
 7. 村道になるとどう変化があるか。
 8. 現在道路は大きな社会問題となりつつあるが、地主との関係はどうなるか。
 9. 村内にはたくさん地主のものがあるので、それも平行して審査されたか。
 10. 村道にしたため、村に負担がかかるか。
 11. 村道に編入した処もあると思うが、それについても検討されたか
 12. 以上について委員会で検討されましたら、これについてお答え願います。

経工委員長～この中で委員会で審査した範囲の分はお答えしますが、その外の面は当局にお願いいたします。陳情書の中の主要道路とはどの事であるか。陳情してある村の公認道路にするという意図は今申しあげた、その道路は陳情があろうが、なかろうが村でやるという様な2ヶ所ともう1ヶ所は今のすずらん通りから中学校までの道路で、それを平行して後1ヶ所は認定してもらいたいという様な3ヶ所でありましたが委員会が検討いたしました処、これは当局が計画している処の2点の村道に認定してしかるべきだと、その主要道路は必ずしもその地域内を結ぶ処の道路ではなく外の地域、いわゆる他部落の主要道路と関連してその道路が村道として管理すべき必要道路であります。この陳情の道路が普天間区、5号線から中学校を結ぶ所の道路でありますので、当然村道と認めて村が管理すべき道路でないかと、それを結ぶ所の既設道路いわゆるその地域までの道路は村道にすでに認定されていますのでその道路の延長でありまして、当然主要道路になるのじやないかとの見解であります。

村道とは如何なるものかという事ではありますが、村道に対する深い知識はもっていないので、その点については当局にお答え願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時35分)

議 長～再開いたします。(午後5時50分)

議 長～外に質疑がなければ打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の戸がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～陳情第2号新城解放地道路及び側溝工事早期実施方についてを表決に付します。

委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は委員会案通り採択することに決定いたします。

議 長～陳情第8号真栄原簡易水道の補助方陳情についてを議題といたします。本案は経工委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～本陳情は村の水道事業に伴つて既設してある水道事業が出来なくなるので、その事情を訴えそれによつて大きなえいきようを受けるので、村で援助或はその他の方法で何とかしてくれとのこととございす。本委員会としては現地に行き施設の調査。その事業によつてじや起す問題をあらゆる角度から検討した結果、理田にもあります通り援助する方法が見あせないということと不採択になつております。尚詳しいことについては、皆様方の質疑にお答えしたいと思つております。よろしく御審議を願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

19番～これは水の利用と審査の結果を見た場合、審査の結果においてはそういうものは認可しないという事は審査の概要においての簡易水道とし

て認められた場合にはいくらか可能なことも出て来るという解しやくに立つておられるのですか。それと又簡易水道の1つの事業でありまして企業認可でやつておられるのを簡易水道とみなすか、又何が法的の裏付け、給水栓数の問題とか、財産の施設問題とか法的に裏付けがあるのを簡易水道とみておられるか。

経工委員長～簡易水道とは、もし簡易水道とみなした場合は原価ここでいう救済の道が謬じられるか、又対象になるかどといった様な件につきまして、委員会といたしましては簡易水道であろうと、なかろうと法的な義務を負わされた以外は援助の対象にならないんじゃないかという見解であり、もち論法でいう認可を受けた水道が簡易水道とみなされる訳けですが、然しそれに類した他の認可制以外の場合は簡易水道に当らんじやないかという事をぬきにしまして。

議 長～外になければ、質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～別に御意見がなければ討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～陳情第8号真栄原簡易水道の補償方陳情についてを表決に付します。委員会案通り不採択にすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案については委員会案通り不採択にすることに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時36分)

議 長～再開いたします。(午後6時57分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。前明日は午前10時より再開いたします。

議 長～散会(午後6時58分)